

Quaestiones Perpetuae の史的素描

——主として共和政期——

矢 田 一 男

(37) Quaestiones Perpetuae の史的素描

ローマ刑事法史⁽¹⁾において、quaestiones perpetuae⁽²⁾は、一時期を画する訴訟を司る。その訴訟手続を行うに当っては、私人の告訴によって、政務官はそれを審査し、受理するときは、査問員をして事件を票決せしめるため、自ら裁判長となり、訴訟を指揮するが、票決には加わらず、判決を宣告する。また査問員は、一定の階級所屬者から一定の方法で選出した市民即ち査問員団を組織し、事情聴取し、その後に票決する。この政務官と査問員団との構成及び訴訟手続を特色として、quaestio perpetua は発展したのであった。

この稿では、quaestiones の成立過程を、主な法源を中心として抄史風にたどろうと思う。

(1) G. Pugliese, Diritto criminale romano in Guida allo Studio della civiltà romana, antica diretta da V. Ussani, vol. I, Napoli-Roma-Milano, 1952, pp. 449—450. Berger, Oxford Classical Dictionary, 489 seq.

(2) 概略は U. Brasiello, La repressione penale in Diritto romano 1937 Napoli p. 21 seqq. Quaesti perpetua の主な訳語を挙げる。「常設査問会」(船田博士後掲書)、「常設査問所」(故原田教授東京大学学生文化指導会『法学研究の葉』上昭二五、三〇ページ、柴田助教後掲論文)、『Ständige Schwurgerichte (Kaser, Römische Rechtsgeschichte, 1950 Göttingen, 108) など。

一 共和政末期に、民事裁判と国民の裁判の両原理が、或る程度融合して新刑事訴訟手続が生じた。刑事事

件に民事訴訟手続が適用されていたが、刑事訴訟 (*iudicium publicum*) の名を附せられた。本来は国民の面前で行う手続に適用される名称ではあったが、新発展につれて程なく独自の称呼になった⁽¹⁾。この *iudicium publicum* が、民事的性質を濃厚に内包していたことは、法官が裁判長に就き訴訟の指揮に当り、事件は査問員によって事情聴取を行って票決したこともでも理解されよう。しかしこの特質も大修正を受け、審理員 (*recuperatores*) の伝統を継ぐ新たな査問員 (*iudices*) に拡大強化され、また政務官が査問員と同居して判決を宣告することとなった。陪審のような補佐機関 (*concilium*) の形式を採り、政務官は「裁判を指揮する (*iudicium exercere*)」⁽²⁾者であった。この裁判は古く法律訴訟の民事訴訟手続に従っていたが、その賠償も純粹な民事訴訟による請求では律しえられない国政に関する事件も起って、国家と原告の利害關係を増して来た。そのため国家はその有責判決に刑事的効果を伴わしめるに至った。かくてこの裁判は、公法的色彩を帯び、刑事的性質も加味されることになった⁽³⁾。

刑事訴訟は、在来の国民の裁判を補足しつつ徐々とは

いえ、その発展を推進した。この刑事法の新鮮な機運は新制度を樹立する基礎となつて、相次ぐ特別立法即ち法律又は平民議決で、*quaestiones perpetuae* が設けられることになった⁽⁴⁾。

(1) その例は、*lex fortasse Acilia repetundarum*: 1. 2 'in poplico iudicio' (S. Riccobono, *Leges in Fontes Iuris Romani Anteiustiniani* (=FIRA) I, Firenze 1941, p. 82).

(2) *Lex fortasse Acilia repetundarum* (=lex Acilia), 1. 46: '.....in [iudicium] exercebit.....'

(3) 'quaesitor' (Cic., *pro Cluent.* 20, 55): 'qui quaeret' (*Lex Acilia*, 1. 44) という裁判長の名称から考えられる。
(4) 従つて特定の犯罪には 'leges quaestionesque' (cf. Cic., *pro Cluent.* 35, 97) (法律と査問会) と併記し、特別事件では、裁判官は 'qui ex hac lege quaeret' (*Lex Acilia*, II, 17; 44) (この法律に基づいて査問する者) であつた。

二 この *quaestio p.* は実に属州がローマに試みた抵抗の結果として設けられたというてもよい。属州の民は、元来不当な徴収を強行した属州の長官に対して訴を起しうる裁判所をもたなかった。その訴訟はたとえ行わ

れても臨時であり、また不満足でもあった。しかも特別な民事上の不法行為として取扱われるので、民事法廷ではその権限に問題があるとされ、また訴の目的は返還請求であったために、国民の裁判に訴を提起することはできなかった。この救済のために、元老院は、その外地行政の一環として、属州の民の愁訴を受理し、審理員で構成する旧国際法廷の制度を採用して処理することになり、元老院の選任した審理員の法廷で、法務官が訴を聴くことになった。これは一七一年両ヒスパニアで長官の横暴事件が起ったのが契機であった。ヒスパニア人は、一味の属州当局者によって、不当に徴収された金品の返還請求を元老院に嘆願した。その属州担任の法務官は元老院に委ねるに、元老院議員から審理員五名を選任することを以てし、属州の民には保護者をロオマ市民から選ぶことを許した。原告被告には審理員の選任について容喙することができた。かくて裁判が行われた。⁽¹⁾このような同一性質の訴訟が相次いで起った。ここで明らかなことは、市民と外人間に、政務官によって構成された民事訴訟と類似している訴訟が行われたのであろう。⁽²⁾

(1) Liv, XLIII, 2. 拙稿「repetundaeの端緒」(法学新

報六六卷六号一二五ページ以下)

(2) G. Grosso, Lezioni di storia del diritto romano⁴ Torino 1960, p. 325—326.

III quaestio p. の最初の立法は、一四九年の Lex Calpurnia repetundarum⁽¹⁾といわれる平民議決である。その内容を詳細に知ることにはできないが、Lex Acilia⁽²⁾に見える法文から判断するに旧来の制度とは余り異らぬものであったらしい。ただ pecuniae repetundae を犯罪と規定していることは新立法といえる。元老院議員から選任された審理員を指揮するのは外人係法務官であったことは疑いなかろう。返還額は単一額 (in simplum) であり、legis actio sacramenti の使用については問題が残されているが、要するに民事訴訟に類するものであったろう。⁽³⁾程経つ Lex Iunia repetundarum が制定されたことは、Lex Acilia の規定に拠るが、その内容は詳かにすることはできない。⁽⁴⁾

新に Lex Acilia repetundarum が制定された。repetundae の訴訟手続については詳しい規定の断片が残っている。通説では C. Sempronius Gracchus 護民官職で同僚の

M. Atilius Glabrio の提案と思われる平民議決で二三年か一二二年の制定であろうといわれるが、最近に反対説がある⁽⁶⁾。この法の目的は、Gracchus の刑事訴訟法と調整する訴訟手続の規定を定立するにあったともいわれる⁽⁷⁾。しかし Lex Atilia と L. Sempronia とからいわれる tabula Bembina に含まれてゐるこの法律は更に進展の跡が認められる。iudicium では sacramentum の手続が影を秘し、その返還額は二倍額 (in duplum) となり、その金銭は、国の官が有責者から強制徴収することになった。当時 praetor repetundis が置かれていた。殊に法廷の構成、手続、査問員の選出方法、報賞制などの重要視すべき規定が含まれてゐる。この Lex Atilia は一〇一年廢止された⁽⁸⁾。

一〇六年の Lex Servilia Caepionis は Servilia Caepio が制定したことは⁽¹⁰⁾、なお問題とされるが、護民官 C. Servilius Glaucia の提案に係る Lex Servilia Glaucia は一〇一年に制定され、Lex Servilia Caepionis とは裁判官の構成で関係があった⁽¹¹⁾。第一、第二弁論に分離審理する Compendiatio⁽¹²⁾ 制を導入して、二回事情聴取を行ふ、また属州長官の違法行為に基づき不法に利得した者に金

銭的返還義務を負わしめた⁽¹³⁾。しかも選挙権の剝奪 infamia を科することにもなった⁽¹⁴⁾。

(1) Cic. Brut. 27, 106; de off. II, 21, 75; Cf. in Verrem III, 84, 195; IV, 25, 56.

(2) Lex Atilia, l. 23.

(3) legis actio sacramento と legis actio per conditionem とが、古くから問題とされてゐた。民事訴訟類例の訴訟行為のたゞの通説である (Grosso, op. cit., p. 326 n. 2)。この問題については、簡潔に、Grosso, Lezioni, 1955 p. 299 n. 1. legis actio per conditionem についての新文持者を認める Frezza 説については Grosso, Lezioni, p. 260 n. 3 に詳述する。批評については Frezza, Corso di storia del diritto rom. Roma, 1954 p. 319.

(4) Lex Atilia, II, 23, 74. lex Iunia の sacramentum を用いた議論については Grosso Lezioni, p. 299 n. 1 参照。

(5) 名称、制定年代、その他の問題については、Riccobono, op. cit., pp. 84—85; Girard, Textes de droit romain, Paris, 1937, pp. 32—33; Arangio-Ruiz, Storia del diritto romano, p. 174, n. 1 (p. 420 seq.); Grosso, Lezioni, p. 299 seq.

(6) Grosso, Lezioni, p. 299 n. 3; Tibiletti, Le leggi «de iudiciis repetundarum» fino alla guerra sociale,

- Athenaeum 1953, p. 5 seqq. 長谷川博隆教授「キケロ時代の騎士身分」史学雑誌六十七卷七号(昭和三十三年七月)六五—七〇、船田亨二博士『羅馬法』第一卷東京昭和十八年二四四頁以下。
- (7) Greenidge, The legal procedure of Cicero's Time, Oxford 1901 p. 420.
- (8) Cf. Riccobone, op. cit., Grosso, Lezioni³ p. 300.
- (9) 一〇〇年に死した議員官 Servilius Glancia の Lex Servilia を制定されたといふ事。この法は Cicero の Lex Cic., Brutus, 62, 224.
- (10) Grosso, Lezioni⁴ p. 327.
- (11) T. R. Broughton, The magistrates of the Roman Republic (= Broughton) I, New York 1951 pp. 571—572; G. Niccolini, I fasti dei tribuni della plebe, Milano, 1934 p. 195 seqq.; Grosso, Lezioni³ p. 300; Paretti, Storia di Roma III, Torino 1956, pp. 438—441 々々 Caepio の lex Servilia de rep. については Paretti, ibid. p. 459 seq.
- (12) Kipp, Pawly-Wissowa RE IV 788 ff.; Greenidge, op. cit., p. 499 seqq.; Strahan-Davidson, Problems of Roman criminal law, II, Oxford 1912, p. 10; Braschiello, Novissimo Digesto Italiano (= NNDI) III 731.
- (13) Strahan-Davidson op. cit., p. 10.
- (14) Grosso, Lezioni³ p. 300

四 独裁官 L. Cornelius Sulla は、共和政再建の業を

終って違法行為を整備して、刑事立法を再編した Lex Cornelia を八十一年に制定した。⁽¹⁾ 各犯罪を七部門に分ち、その四部門は公生活に対する犯罪で、repetundae 治⁽²⁾ 安(maiestas)、公金、国有品の横領(peculatus)、選挙違反⁽³⁾ (ambitus) に関し、他の三部門は私生活に関する犯罪で、殺人(sicarius)、毒殺(veneficium)などの lex de sicariis et veneficiis、⁽⁴⁾ 偽造、度量衡貨幣などの lex de falsis, testamentaria et numaria、⁽⁵⁾ lex iniuria を定めた。

(1) Sulla の年代については De Francisci, Storia del diritto romano III, I, Milano 1948 p. 144 seqq., Guarino, Storia del diritto romano², Milano 1954, 193 seqq.; F. De Martino, Storia della costituzione romana III, Napoli 1958, pp. 55 seqq.

(2) Cic., pro Rab. Post. 4, 9. Cf. Kleinfeller RA IA 603 ff.; Berger, RE XII, 2390 ff.; E. Blum L'origine des leges repetundarum, Revue générale du droit, 1922, pp. 119—135 et 197—206; A. N. Sharwin-White, Poena legis repetundarum, Papers of the British school at Rome, vol XVII, 1949 pp. 5—25; idem, process «de repetundis» in M. I. Henderson, The Journal of Roman Studies (= JRS) XLII 1951 pp.

- 71-88; The extortion procedure again, JRS XLII 1952, pp. 43-55; Mommsen, Römisches Strafrecht 1899 Leipzig (= Mommsen) S. 705 ff.
- (7) Cic., ad Fam III, 11, 2; pro Cluent., 35, 97. Cf. Mommsen, S. 538 ff.; M. P. Charlesworth, Cambridge Ancient History, X, pp. 626-41. Kübler, RE XIV 542 ff.
- (8) Cic., pro Cluent. 53, 147; pro Mur., 20, 42. Cf. Bercet, RE Suppl. VII 818 ff. besond. 826 ff. Mommsen, S. 764 ff.
- (9) Hartmann, RE I 1800 ff. besond. 1801; Berger RE XII, 2344 Mommsen, S. 865 ff.
- (10) Cic., pro Cluent. 54, 148 seq.; D. XLVIII, 8; Inst. IV, 18, 5. cf. Pfaff, RE, VIII, 2248 ff. Hitzig, Das Totumsverbrechen im römischen Recht seit der Strafgesetzgebungs des Sullas, Schweizerische Zeitschrift für Strafrecht, IX 1896, SS. 28 ff.; Condanari-Michler, Über Schuld und Schaden in der Antike, Scritti Ferrini III, 1948, Università di Sacro Cuore, Milano, pp. 70 Mommsen, SS. 629 f.; 635 ff.
- (11) Hitzig, RE VI 1973 ff.; Taubenschlag, RE, XVI 1455. Mommsen, 667 ff.
- (12) D. 3, 3, 42, 1. 春木一郎『ローヌステイニーブローヌス帝学説集』IPQTA「ノロータ」東京昭「三」三三四ページ。

五 しかし、これより先、一四二年には、法務官 Tubulus が *quaestio inter sicarios* を司ったことが伝えられている。(1) この *quaestio* は、一二三年の *Lex Sempromia* で、その構成員は騎士身分の者に限るとなした。(2) また *q. de sicariis* と *q. de veneficiis* とが別箇独立の存在とする議論があったが、*q. de sicariis et veneficiis* は単一であつて、それぞれの犯罪を審理するものであった。*q. de ambitu* は、少くも一一六年より前に設置されたが、その根拠となる法律は明らかでない。ただ一一六年の執政官となつた Aemilius Scaurus が Rutilius によつて *q. de ambitu* に訴えられたが、執政官就任前の事件であつた。(3) Marius は一一五年法務官に就いたが、*quaestio de ambitu* に訴えられて辛じて放免された。(4) *q. repetundarum* と *q. de ambitu* との設置の間には、時期的には、かなりの間隔は経過してなかつた。(5)

一一一年頃に *q. peculatus* が設けられたことは疑われなかつたが、なお議論の余地を残し、明確になしえない。およそその年代に近いものと思われる。(6) 八六年 Pompeius は公金費消の容疑で Artorius が裁判長となつた法廷の面前に出頭させられた。(7) これより数年前の九〇年に

Servius Sulpicius が籤引で裁判長に就くことに定まつた *quaestio* が設けられていた。⁽⁸⁾ 一〇一年にも L. Licinius Lucullus⁽⁹⁾ の犯した公金費消に対する訴訟があったが、*q. peculatus* の面前で行われたかは不明である。*quaestio de maiestate* は *Lex Appuleia*⁽¹⁰⁾ で設けられ

た。L. Appuleia Saturninus の護民官時代でもった一〇三年であつたろう。⁽¹¹⁾ *Lex Appuleia* は *maiestas* 事件全体が *quaestio* に係属するのを示している。⁽¹²⁾ この *q. de maiestate* に先づいて一〇九年に *lex Manilia de maiestate*⁽¹³⁾ が制定されたといわれるが、この法は特別法廷 *quaestio extraordinaria* を設けたものであつた。八九年か八八年に *lex Varia* は *quaestio extraordinaria de maiestate* が設置されて、同盟戦争 (*bellum sociale*) に際して市民権付与を約して、イタリヤに圧力を加えた貴族を裁判に付したのであつた。⁽¹⁴⁾

以上のように、Sulla の立法前に、五種類の *quaestiones* が既に存在してゐたことを知ることが出来る。Digesta Iustiniani の Pomponius 文に「かつて Cornelius Sulla は査問会(所)を設けた。例えば信用を害する行為、近親殺、暗殺者などに関するものによつて」(Deinde Cornelius

Sulla *quaestiones publicae* constituit, veluti de falso, de patriciis dis, de sicariis……)⁽¹⁵⁾ とあるが、独断の嫌ひがあるといつても差支えなかつた。要するに Sulla が再編を達成したと見られるのみ。その後の立法またこれを踏襲して、修正を施したことを知り得る。

- (1) Cic., De Finin. II, 16, 54; De nat. deor. I, 23, 63; III, 30, 74; Pro Roscio Amerino, 38, 85. 九六年以前に設けられたもの證なきを (De Martino, op. cit., III, 91, n. 129.)
- (2) I. Sempromia 世に於いて Tibullietti, op. cit., 81; Paretti, op. cit., 362.
- (3) Cic., Brut. 30, 113.
- (4) Plut., Marius 5; Cic., De off. III, 20, 79. Cf. Broughton, op. cit., I, 532.
- (5) Cic., De leg. 3, 20, 46. Cf. Cic. pro Client. 36, 98.
- (6) Cf. Mommsen, 764 ff.; Bercet a. a. O., なる *quaestio peculatus* は八六年に設けられたことを證なきを (De Martino, op. cit., III, 91, n. 130.)
- (7) Plut. Pomp. 4. Cf. Cic., De nat. deo. III, 30.
- (8) Cic., pro Mur. 20.
- (9) Cic., in Verr., IV, 66. Plut. Lucullus 1.
- (10) 元一〇三年の制定を。Cf. Berger RE XII, 2325, Kübler, RE XIV, 546-7.

- (11) Cf. Broughton, op. cit., I, p. 563.
- (12) Cic., De orat. II, 25, 10 f.
- (13) Cic., Brut. 33, 12 f.
- (14) Cic., Brut. 56, 205; 89, 304 305. 1. Varia (90 a. C.) は同盟者の援助又は忠言を与え、ローマ国民に対して武器を採った者を罰した。
- (15) D. 1, 2, 32. 春木、上掲書七四ページ。

六 ⁽¹⁾ ⁽²⁾ ⁽³⁾ ⁽⁴⁾ ⁽⁵⁾ ⁽⁶⁾ ⁽⁷⁾ ⁽⁸⁾ ⁽⁹⁾ ⁽¹⁰⁾ ⁽¹¹⁾ ⁽¹²⁾ ⁽¹³⁾ ⁽¹⁴⁾ ⁽¹⁵⁾ ⁽¹⁶⁾ ⁽¹⁷⁾ ⁽¹⁸⁾ ⁽¹⁹⁾ ⁽²⁰⁾ ⁽²¹⁾ ⁽²²⁾ ⁽²³⁾ ⁽²⁴⁾ ⁽²⁵⁾ ⁽²⁶⁾ ⁽²⁷⁾ ⁽²⁸⁾ ⁽²⁹⁾ ⁽³⁰⁾ ⁽³¹⁾ ⁽³²⁾ ⁽³³⁾ ⁽³⁴⁾ ⁽³⁵⁾ ⁽³⁶⁾ ⁽³⁷⁾ ⁽³⁸⁾ ⁽³⁹⁾ ⁽⁴⁰⁾ ⁽⁴¹⁾ ⁽⁴²⁾ ⁽⁴³⁾ ⁽⁴⁴⁾ ⁽⁴⁵⁾ ⁽⁴⁶⁾ ⁽⁴⁷⁾ ⁽⁴⁸⁾ ⁽⁴⁹⁾ ⁽⁵⁰⁾ ⁽⁵¹⁾ ⁽⁵²⁾ ⁽⁵³⁾ ⁽⁵⁴⁾ ⁽⁵⁵⁾ ⁽⁵⁶⁾ ⁽⁵⁷⁾ ⁽⁵⁸⁾ ⁽⁵⁹⁾ ⁽⁶⁰⁾ ⁽⁶¹⁾ ⁽⁶²⁾ ⁽⁶³⁾ ⁽⁶⁴⁾ ⁽⁶⁵⁾ ⁽⁶⁶⁾ ⁽⁶⁷⁾ ⁽⁶⁸⁾ ⁽⁶⁹⁾ ⁽⁷⁰⁾ ⁽⁷¹⁾ ⁽⁷²⁾ ⁽⁷³⁾ ⁽⁷⁴⁾ ⁽⁷⁵⁾ ⁽⁷⁶⁾ ⁽⁷⁷⁾ ⁽⁷⁸⁾ ⁽⁷⁹⁾ ⁽⁸⁰⁾ ⁽⁸¹⁾ ⁽⁸²⁾ ⁽⁸³⁾ ⁽⁸⁴⁾ ⁽⁸⁵⁾ ⁽⁸⁶⁾ ⁽⁸⁷⁾ ⁽⁸⁸⁾ ⁽⁸⁹⁾ ⁽⁹⁰⁾ ⁽⁹¹⁾ ⁽⁹²⁾ ⁽⁹³⁾ ⁽⁹⁴⁾ ⁽⁹⁵⁾ ⁽⁹⁶⁾ ⁽⁹⁷⁾ ⁽⁹⁸⁾ ⁽⁹⁹⁾ ⁽¹⁰⁰⁾ ⁽¹⁰¹⁾ ⁽¹⁰²⁾ ⁽¹⁰³⁾ ⁽¹⁰⁴⁾ ⁽¹⁰⁵⁾ ⁽¹⁰⁶⁾ ⁽¹⁰⁷⁾ ⁽¹⁰⁸⁾ ⁽¹⁰⁹⁾ ⁽¹¹⁰⁾ ⁽¹¹¹⁾ ⁽¹¹²⁾ ⁽¹¹³⁾ ⁽¹¹⁴⁾ ⁽¹¹⁵⁾ ⁽¹¹⁶⁾ ⁽¹¹⁷⁾ ⁽¹¹⁸⁾ ⁽¹¹⁹⁾ ⁽¹²⁰⁾ ⁽¹²¹⁾ ⁽¹²²⁾ ⁽¹²³⁾ ⁽¹²⁴⁾ ⁽¹²⁵⁾ ⁽¹²⁶⁾ ⁽¹²⁷⁾ ⁽¹²⁸⁾ ⁽¹²⁹⁾ ⁽¹³⁰⁾ ⁽¹³¹⁾ ⁽¹³²⁾ ⁽¹³³⁾ ⁽¹³⁴⁾ ⁽¹³⁵⁾ ⁽¹³⁶⁾ ⁽¹³⁷⁾ ⁽¹³⁸⁾ ⁽¹³⁹⁾ ⁽¹⁴⁰⁾ ⁽¹⁴¹⁾ ⁽¹⁴²⁾ ⁽¹⁴³⁾ ⁽¹⁴⁴⁾ ⁽¹⁴⁵⁾ ⁽¹⁴⁶⁾ ⁽¹⁴⁷⁾ ⁽¹⁴⁸⁾ ⁽¹⁴⁹⁾ ⁽¹⁵⁰⁾ ⁽¹⁵¹⁾ ⁽¹⁵²⁾ ⁽¹⁵³⁾ ⁽¹⁵⁴⁾ ⁽¹⁵⁵⁾ ⁽¹⁵⁶⁾ ⁽¹⁵⁷⁾ ⁽¹⁵⁸⁾ ⁽¹⁵⁹⁾ ⁽¹⁶⁰⁾ ⁽¹⁶¹⁾ ⁽¹⁶²⁾ ⁽¹⁶³⁾ ⁽¹⁶⁴⁾ ⁽¹⁶⁵⁾ ⁽¹⁶⁶⁾ ⁽¹⁶⁷⁾ ⁽¹⁶⁸⁾ ⁽¹⁶⁹⁾ ⁽¹⁷⁰⁾ ⁽¹⁷¹⁾ ⁽¹⁷²⁾ ⁽¹⁷³⁾ ⁽¹⁷⁴⁾ ⁽¹⁷⁵⁾ ⁽¹⁷⁶⁾ ⁽¹⁷⁷⁾ ⁽¹⁷⁸⁾ ⁽¹⁷⁹⁾ ⁽¹⁸⁰⁾ ⁽¹⁸¹⁾ ⁽¹⁸²⁾ ⁽¹⁸³⁾ ⁽¹⁸⁴⁾ ⁽¹⁸⁵⁾ ⁽¹⁸⁶⁾ ⁽¹⁸⁷⁾ ⁽¹⁸⁸⁾ ⁽¹⁸⁹⁾ ⁽¹⁹⁰⁾ ⁽¹⁹¹⁾ ⁽¹⁹²⁾ ⁽¹⁹³⁾ ⁽¹⁹⁴⁾ ⁽¹⁹⁵⁾ ⁽¹⁹⁶⁾ ⁽¹⁹⁷⁾ ⁽¹⁹⁸⁾ ⁽¹⁹⁹⁾ ⁽²⁰⁰⁾ ⁽²⁰¹⁾ ⁽²⁰²⁾ ⁽²⁰³⁾ ⁽²⁰⁴⁾ ⁽²⁰⁵⁾ ⁽²⁰⁶⁾ ⁽²⁰⁷⁾ ⁽²⁰⁸⁾ ⁽²⁰⁹⁾ ⁽²¹⁰⁾ ⁽²¹¹⁾ ⁽²¹²⁾ ⁽²¹³⁾ ⁽²¹⁴⁾ ⁽²¹⁵⁾ ⁽²¹⁶⁾ ⁽²¹⁷⁾ ⁽²¹⁸⁾ ⁽²¹⁹⁾ ⁽²²⁰⁾ ⁽²²¹⁾ ⁽²²²⁾ ⁽²²³⁾ ⁽²²⁴⁾ ⁽²²⁵⁾ ⁽²²⁶⁾ ⁽²²⁷⁾ ⁽²²⁸⁾ ⁽²²⁹⁾ ⁽²³⁰⁾ ⁽²³¹⁾ ⁽²³²⁾ ⁽²³³⁾ ⁽²³⁴⁾ ⁽²³⁵⁾ ⁽²³⁶⁾ ⁽²³⁷⁾ ⁽²³⁸⁾ ⁽²³⁹⁾ ⁽²⁴⁰⁾ ⁽²⁴¹⁾ ⁽²⁴²⁾ ⁽²⁴³⁾ ⁽²⁴⁴⁾ ⁽²⁴⁵⁾ ⁽²⁴⁶⁾ ⁽²⁴⁷⁾ ⁽²⁴⁸⁾ ⁽²⁴⁹⁾ ⁽²⁵⁰⁾ ⁽²⁵¹⁾ ⁽²⁵²⁾ ⁽²⁵³⁾ ⁽²⁵⁴⁾ ⁽²⁵⁵⁾ ⁽²⁵⁶⁾ ⁽²⁵⁷⁾ ⁽²⁵⁸⁾ ⁽²⁵⁹⁾ ⁽²⁶⁰⁾ ⁽²⁶¹⁾ ⁽²⁶²⁾ ⁽²⁶³⁾ ⁽²⁶⁴⁾ ⁽²⁶⁵⁾ ⁽²⁶⁶⁾ ⁽²⁶⁷⁾ ⁽²⁶⁸⁾ ⁽²⁶⁹⁾ ⁽²⁷⁰⁾ ⁽²⁷¹⁾ ⁽²⁷²⁾ ⁽²⁷³⁾ ⁽²⁷⁴⁾ ⁽²⁷⁵⁾ ⁽²⁷⁶⁾ ⁽²⁷⁷⁾ ⁽²⁷⁸⁾ ⁽²⁷⁹⁾ ⁽²⁸⁰⁾ ⁽²⁸¹⁾ ⁽²⁸²⁾ ⁽²⁸³⁾ ⁽²⁸⁴⁾ ⁽²⁸⁵⁾ ⁽²⁸⁶⁾ ⁽²⁸⁷⁾ ⁽²⁸⁸⁾ ⁽²⁸⁹⁾ ⁽²⁹⁰⁾ ⁽²⁹¹⁾ ⁽²⁹²⁾ ⁽²⁹³⁾ ⁽²⁹⁴⁾ ⁽²⁹⁵⁾ ⁽²⁹⁶⁾ ⁽²⁹⁷⁾ ⁽²⁹⁸⁾ ⁽²⁹⁹⁾ ⁽³⁰⁰⁾ ⁽³⁰¹⁾ ⁽³⁰²⁾ ⁽³⁰³⁾ ⁽³⁰⁴⁾ ⁽³⁰⁵⁾ ⁽³⁰⁶⁾ ⁽³⁰⁷⁾ ⁽³⁰⁸⁾ ⁽³⁰⁹⁾ ⁽³¹⁰⁾ ⁽³¹¹⁾ ⁽³¹²⁾ ⁽³¹³⁾ ⁽³¹⁴⁾ ⁽³¹⁵⁾ ⁽³¹⁶⁾ ⁽³¹⁷⁾ ⁽³¹⁸⁾ ⁽³¹⁹⁾ ⁽³²⁰⁾ ⁽³²¹⁾ ⁽³²²⁾ ⁽³²³⁾ ⁽³²⁴⁾ ⁽³²⁵⁾ ⁽³²⁶⁾ ⁽³²⁷⁾ ⁽³²⁸⁾ ⁽³²⁹⁾ ⁽³³⁰⁾ ⁽³³¹⁾ ⁽³³²⁾ ⁽³³³⁾ ⁽³³⁴⁾ ⁽³³⁵⁾ ⁽³³⁶⁾ ⁽³³⁷⁾ ⁽³³⁸⁾ ⁽³³⁹⁾ ⁽³⁴⁰⁾ ⁽³⁴¹⁾ ⁽³⁴²⁾ ⁽³⁴³⁾ ⁽³⁴⁴⁾ ⁽³⁴⁵⁾ ⁽³⁴⁶⁾ ⁽³⁴⁷⁾ ⁽³⁴⁸⁾ ⁽³⁴⁹⁾ ⁽³⁵⁰⁾ ⁽³⁵¹⁾ ⁽³⁵²⁾ ⁽³⁵³⁾ ⁽³⁵⁴⁾ ⁽³⁵⁵⁾ ⁽³⁵⁶⁾ ⁽³⁵⁷⁾ ⁽³⁵⁸⁾ ⁽³⁵⁹⁾ ⁽³⁶⁰⁾ ⁽³⁶¹⁾ ⁽³⁶²⁾ ⁽³⁶³⁾ ⁽³⁶⁴⁾ ⁽³⁶⁵⁾ ⁽³⁶⁶⁾ ⁽³⁶⁷⁾ ⁽³⁶⁸⁾ ⁽³⁶⁹⁾ ⁽³⁷⁰⁾ ⁽³⁷¹⁾ ⁽³⁷²⁾ ⁽³⁷³⁾ ⁽³⁷⁴⁾ ⁽³⁷⁵⁾ ⁽³⁷⁶⁾ ⁽³⁷⁷⁾ ⁽³⁷⁸⁾ ⁽³⁷⁹⁾ ⁽³⁸⁰⁾ ⁽³⁸¹⁾ ⁽³⁸²⁾ ⁽³⁸³⁾ ⁽³⁸⁴⁾ ⁽³⁸⁵⁾ ⁽³⁸⁶⁾ ⁽³⁸⁷⁾ ⁽³⁸⁸⁾ ⁽³⁸⁹⁾ ⁽³⁹⁰⁾ ⁽³⁹¹⁾ ⁽³⁹²⁾ ⁽³⁹³⁾ ⁽³⁹⁴⁾ ⁽³⁹⁵⁾ ⁽³⁹⁶⁾ ⁽³⁹⁷⁾ ⁽³⁹⁸⁾ ⁽³⁹⁹⁾ ⁽⁴⁰⁰⁾ ⁽⁴⁰¹⁾ ⁽⁴⁰²⁾ ⁽⁴⁰³⁾ ⁽⁴⁰⁴⁾ ⁽⁴⁰⁵⁾ ⁽⁴⁰⁶⁾ ⁽⁴⁰⁷⁾ ⁽⁴⁰⁸⁾ ⁽⁴⁰⁹⁾ ⁽⁴¹⁰⁾ ⁽⁴¹¹⁾ ⁽⁴¹²⁾ ⁽⁴¹³⁾ ⁽⁴¹⁴⁾ ⁽⁴¹⁵⁾ ⁽⁴¹⁶⁾ ⁽⁴¹⁷⁾ ⁽⁴¹⁸⁾ ⁽⁴¹⁹⁾ ⁽⁴²⁰⁾ ⁽⁴²¹⁾ ⁽⁴²²⁾ ⁽⁴²³⁾ ⁽⁴²⁴⁾ ⁽⁴²⁵⁾ ⁽⁴²⁶⁾ ⁽⁴²⁷⁾ ⁽⁴²⁸⁾ ⁽⁴²⁹⁾ ⁽⁴³⁰⁾ ⁽⁴³¹⁾ ⁽⁴³²⁾ ⁽⁴³³⁾ ⁽⁴³⁴⁾ ⁽⁴³⁵⁾ ⁽⁴³⁶⁾ ⁽⁴³⁷⁾ ⁽⁴³⁸⁾ ⁽⁴³⁹⁾ ⁽⁴⁴⁰⁾ ⁽⁴⁴¹⁾ ⁽⁴⁴²⁾ ⁽⁴⁴³⁾ ⁽⁴⁴⁴⁾ ⁽⁴⁴⁵⁾ ⁽⁴⁴⁶⁾ ⁽⁴⁴⁷⁾ ⁽⁴⁴⁸⁾ ⁽⁴⁴⁹⁾ ⁽⁴⁵⁰⁾ ⁽⁴⁵¹⁾ ⁽⁴⁵²⁾ ⁽⁴⁵³⁾ ⁽⁴⁵⁴⁾ ⁽⁴⁵⁵⁾ ⁽⁴⁵⁶⁾ ⁽⁴⁵⁷⁾ ⁽⁴⁵⁸⁾ ⁽⁴⁵⁹⁾ ⁽⁴⁶⁰⁾ ⁽⁴⁶¹⁾ ⁽⁴⁶²⁾ ⁽⁴⁶³⁾ ⁽⁴⁶⁴⁾ ⁽⁴⁶⁵⁾ ⁽⁴⁶⁶⁾ ⁽⁴⁶⁷⁾ ⁽⁴⁶⁸⁾ ⁽⁴⁶⁹⁾ ⁽⁴⁷⁰⁾ ⁽⁴⁷¹⁾ ⁽⁴⁷²⁾ ⁽⁴⁷³⁾ ⁽⁴⁷⁴⁾ ⁽⁴⁷⁵⁾ ⁽⁴⁷⁶⁾ ⁽⁴⁷⁷⁾ ⁽⁴⁷⁸⁾ ⁽⁴⁷⁹⁾ ⁽⁴⁸⁰⁾ ⁽⁴⁸¹⁾ ⁽⁴⁸²⁾ ⁽⁴⁸³⁾ ⁽⁴⁸⁴⁾ ⁽⁴⁸⁵⁾ ⁽⁴⁸⁶⁾ ⁽⁴⁸⁷⁾ ⁽⁴⁸⁸⁾ ⁽⁴⁸⁹⁾ ⁽⁴⁹⁰⁾ ⁽⁴⁹¹⁾ ⁽⁴⁹²⁾ ⁽⁴⁹³⁾ ⁽⁴⁹⁴⁾ ⁽⁴⁹⁵⁾ ⁽⁴⁹⁶⁾ ⁽⁴⁹⁷⁾ ⁽⁴⁹⁸⁾ ⁽⁴⁹⁹⁾ ⁽⁵⁰⁰⁾ ⁽⁵⁰¹⁾ ⁽⁵⁰²⁾ ⁽⁵⁰³⁾ ⁽⁵⁰⁴⁾ ⁽⁵⁰⁵⁾ ⁽⁵⁰⁶⁾ ⁽⁵⁰⁷⁾ ⁽⁵⁰⁸⁾ ⁽⁵⁰⁹⁾ ⁽⁵¹⁰⁾ ⁽⁵¹¹⁾ ⁽⁵¹²⁾ ⁽⁵¹³⁾ ⁽⁵¹⁴⁾ ⁽⁵¹⁵⁾ ⁽⁵¹⁶⁾ ⁽⁵¹⁷⁾ ⁽⁵¹⁸⁾ ⁽⁵¹⁹⁾ ⁽⁵²⁰⁾ ⁽⁵²¹⁾ ⁽⁵²²⁾ ⁽⁵²³⁾ ⁽⁵²⁴⁾ ⁽⁵²⁵⁾ ⁽⁵²⁶⁾ ⁽⁵²⁷⁾ ⁽⁵²⁸⁾ ⁽⁵²⁹⁾ ⁽⁵³⁰⁾ ⁽⁵³¹⁾ ⁽⁵³²⁾ ⁽⁵³³⁾ ⁽⁵³⁴⁾ ⁽⁵³⁵⁾ ⁽⁵³⁶⁾ ⁽⁵³⁷⁾ ⁽⁵³⁸⁾ ⁽⁵³⁹⁾ ⁽⁵⁴⁰⁾ ⁽⁵⁴¹⁾ ⁽⁵⁴²⁾ ⁽⁵⁴³⁾ ⁽⁵⁴⁴⁾ ⁽⁵⁴⁵⁾ ⁽⁵⁴⁶⁾ ⁽⁵⁴⁷⁾ ⁽⁵⁴⁸⁾ ⁽⁵⁴⁹⁾ ⁽⁵⁵⁰⁾ ⁽⁵⁵¹⁾ ⁽⁵⁵²⁾ ⁽⁵⁵³⁾ ⁽⁵⁵⁴⁾ ⁽⁵⁵⁵⁾ ⁽⁵⁵⁶⁾ ⁽⁵⁵⁷⁾ ⁽⁵⁵⁸⁾ ⁽⁵⁵⁹⁾ ⁽⁵⁶⁰⁾ ⁽⁵⁶¹⁾ ⁽⁵⁶²⁾ ⁽⁵⁶³⁾ ⁽⁵⁶⁴⁾ ⁽⁵⁶⁵⁾ ⁽⁵⁶⁶⁾ ⁽⁵⁶⁷⁾ ⁽⁵⁶⁸⁾ ⁽⁵⁶⁹⁾ ⁽⁵⁷⁰⁾ ⁽⁵⁷¹⁾ ⁽⁵⁷²⁾ ⁽⁵⁷³⁾ ⁽⁵⁷⁴⁾ ⁽⁵⁷⁵⁾ ⁽⁵⁷⁶⁾ ⁽⁵⁷⁷⁾ ⁽⁵⁷⁸⁾ ⁽⁵⁷⁹⁾ ⁽⁵⁸⁰⁾ ⁽⁵⁸¹⁾ ⁽⁵⁸²⁾ ⁽⁵⁸³⁾ ⁽⁵⁸⁴⁾ ⁽⁵⁸⁵⁾ ⁽⁵⁸⁶⁾ ⁽⁵⁸⁷⁾ ⁽⁵⁸⁸⁾ ⁽⁵⁸⁹⁾ ⁽⁵⁹⁰⁾ ⁽⁵⁹¹⁾ ⁽⁵⁹²⁾ ⁽⁵⁹³⁾ ⁽⁵⁹⁴⁾ ⁽⁵⁹⁵⁾ ⁽⁵⁹⁶⁾ ⁽⁵⁹⁷⁾ ⁽⁵⁹⁸⁾ ⁽⁵⁹⁹⁾ ⁽⁶⁰⁰⁾ ⁽⁶⁰¹⁾ ⁽⁶⁰²⁾ ⁽⁶⁰³⁾ ⁽⁶⁰⁴⁾ ⁽⁶⁰⁵⁾ ⁽⁶⁰⁶⁾ ⁽⁶⁰⁷⁾ ⁽⁶⁰⁸⁾ ⁽⁶⁰⁹⁾ ⁽⁶¹⁰⁾ ⁽⁶¹¹⁾ ⁽⁶¹²⁾ ⁽⁶¹³⁾ ⁽⁶¹⁴⁾ ⁽⁶¹⁵⁾ ⁽⁶¹⁶⁾ ⁽⁶¹⁷⁾ ⁽⁶¹⁸⁾ ⁽⁶¹⁹⁾ ⁽⁶²⁰⁾ ⁽⁶²¹⁾ ⁽⁶²²⁾ ⁽⁶²³⁾ ⁽⁶²⁴⁾ ⁽⁶²⁵⁾ ⁽⁶²⁶⁾ ⁽⁶²⁷⁾ ⁽⁶²⁸⁾ ⁽⁶²⁹⁾ ⁽⁶³⁰⁾ ⁽⁶³¹⁾ ⁽⁶³²⁾ ⁽⁶³³⁾ ⁽⁶³⁴⁾ ⁽⁶³⁵⁾ ⁽⁶³⁶⁾ ⁽⁶³⁷⁾ ⁽⁶³⁸⁾ ⁽⁶³⁹⁾ ⁽⁶⁴⁰⁾ ⁽⁶⁴¹⁾ ⁽⁶⁴²⁾ ⁽⁶⁴³⁾ ⁽⁶⁴⁴⁾ ⁽⁶⁴⁵⁾ ⁽⁶⁴⁶⁾ ⁽⁶⁴⁷⁾ ⁽⁶⁴⁸⁾ ⁽⁶⁴⁹⁾ ⁽⁶⁵⁰⁾ ⁽⁶⁵¹⁾ ⁽⁶⁵²⁾ ⁽⁶⁵³⁾ ⁽⁶⁵⁴⁾ ⁽⁶⁵⁵⁾ ⁽⁶⁵⁶⁾ ⁽⁶⁵⁷⁾ ⁽⁶⁵⁸⁾ ⁽⁶⁵⁹⁾ ⁽⁶⁶⁰⁾ ⁽⁶⁶¹⁾ ⁽⁶⁶²⁾ ⁽⁶⁶³⁾ ⁽⁶⁶⁴⁾ ⁽⁶⁶⁵⁾ ⁽⁶⁶⁶⁾ ⁽⁶⁶⁷⁾ ⁽⁶⁶⁸⁾ ⁽⁶⁶⁹⁾ ⁽⁶⁷⁰⁾ ⁽⁶⁷¹⁾ ⁽⁶⁷²⁾ ⁽⁶⁷³⁾ ⁽⁶⁷⁴⁾ ⁽⁶⁷⁵⁾ ⁽⁶⁷⁶⁾ ⁽⁶⁷⁷⁾ ⁽⁶⁷⁸⁾ ⁽⁶⁷⁹⁾ ⁽⁶⁸⁰⁾ ⁽⁶⁸¹⁾ ⁽⁶⁸²⁾ ⁽⁶⁸³⁾ ⁽⁶⁸⁴⁾ ⁽⁶⁸⁵⁾ ⁽⁶⁸⁶⁾ ⁽⁶⁸⁷⁾ ⁽⁶⁸⁸⁾ ⁽⁶⁸⁹⁾ ⁽⁶⁹⁰⁾ ⁽⁶⁹¹⁾ ⁽⁶⁹²⁾ ⁽⁶⁹³⁾ ⁽⁶⁹⁴⁾ ⁽⁶⁹⁵⁾ ⁽⁶⁹⁶⁾ ⁽⁶⁹⁷⁾ ⁽⁶⁹⁸⁾ ⁽⁶⁹⁹⁾ ⁽⁷⁰⁰⁾ ⁽⁷⁰¹⁾ ⁽⁷⁰²⁾ ⁽⁷⁰³⁾ ⁽⁷⁰⁴⁾ ⁽⁷⁰⁵⁾ ⁽⁷⁰⁶⁾ ⁽⁷⁰⁷⁾ ⁽⁷⁰⁸⁾ ⁽⁷⁰⁹⁾ ⁽⁷¹⁰⁾ ⁽⁷¹¹⁾ ⁽⁷¹²⁾ ⁽⁷¹³⁾ ⁽⁷¹⁴⁾ ⁽⁷¹⁵⁾ ⁽⁷¹⁶⁾ ⁽⁷¹⁷⁾ ⁽⁷¹⁸⁾ ⁽⁷¹⁹⁾ ⁽⁷²⁰⁾ ⁽⁷²¹⁾ ⁽⁷²²⁾ ⁽⁷²³⁾ ⁽⁷²⁴⁾ ⁽⁷²⁵⁾ ⁽⁷²⁶⁾ ⁽⁷²⁷⁾ ⁽⁷²⁸⁾ ⁽⁷²⁹⁾ ⁽⁷³⁰⁾ ⁽⁷³¹⁾ ⁽⁷³²⁾ ⁽⁷³³⁾ ⁽⁷³⁴⁾ ⁽⁷³⁵⁾ ⁽⁷³⁶⁾ ⁽⁷³⁷⁾ ⁽⁷³⁸⁾ ⁽⁷³⁹⁾ ⁽⁷⁴⁰⁾ ⁽⁷⁴¹⁾ ⁽⁷⁴²⁾ ⁽⁷⁴³⁾ ⁽⁷⁴⁴⁾ ⁽⁷⁴⁵⁾ ⁽⁷⁴⁶⁾ ⁽⁷⁴⁷⁾ ⁽⁷⁴⁸⁾ ⁽⁷⁴⁹⁾ ⁽⁷⁵⁰⁾ ⁽⁷⁵¹⁾ ⁽⁷⁵²⁾ ⁽⁷⁵³⁾ ⁽⁷⁵⁴⁾ ⁽⁷⁵⁵⁾ ⁽⁷⁵⁶⁾ ⁽⁷⁵⁷⁾ ⁽⁷⁵⁸⁾ ⁽⁷⁵⁹⁾ ⁽⁷⁶⁰⁾ ⁽⁷⁶¹⁾ ⁽⁷⁶²⁾ ⁽⁷⁶³⁾ ⁽⁷⁶⁴⁾ ⁽⁷⁶⁵⁾ ⁽⁷⁶⁶⁾ ⁽⁷⁶⁷⁾ ⁽⁷⁶⁸⁾ ⁽⁷⁶⁹⁾ ⁽⁷⁷⁰⁾ ⁽⁷⁷¹⁾ ⁽⁷⁷²⁾ ⁽⁷⁷³⁾ ⁽⁷⁷⁴⁾ ⁽⁷⁷⁵⁾ ⁽⁷⁷⁶⁾ ⁽⁷⁷⁷⁾ ⁽⁷⁷⁸⁾ ⁽⁷⁷⁹⁾ ⁽⁷⁸⁰⁾ ⁽⁷⁸¹⁾ ⁽⁷⁸²⁾ ⁽⁷⁸³⁾ ⁽⁷⁸⁴⁾ ⁽⁷⁸⁵⁾ ⁽⁷⁸⁶⁾ ⁽⁷⁸⁷⁾ ⁽⁷⁸⁸⁾ ⁽⁷⁸⁹⁾ ⁽⁷⁹⁰⁾ ⁽⁷⁹¹⁾ ⁽⁷⁹²⁾ ⁽⁷⁹³⁾ ⁽⁷⁹⁴⁾ ⁽⁷⁹⁵⁾ ⁽⁷⁹⁶⁾ ⁽⁷⁹⁷⁾ ⁽⁷⁹⁸⁾ ⁽⁷⁹⁹⁾ ⁽⁸⁰⁰⁾ ⁽⁸⁰¹⁾ ⁽⁸⁰²⁾ ⁽⁸⁰³⁾ ⁽⁸⁰⁴⁾ ⁽⁸⁰⁵⁾ ⁽⁸⁰⁶⁾ ⁽⁸⁰⁷⁾ ⁽⁸⁰⁸⁾ ⁽⁸⁰⁹⁾ ⁽⁸¹⁰⁾ ⁽⁸¹¹⁾ ⁽⁸¹²⁾ ⁽⁸¹³⁾ ⁽⁸¹⁴⁾ ⁽⁸¹⁵⁾ ⁽⁸¹⁶⁾ ⁽⁸¹⁷⁾ ⁽⁸¹⁸⁾ ⁽⁸¹⁹⁾ ⁽⁸²⁰⁾ ⁽⁸²¹⁾ ⁽⁸²²⁾ ⁽⁸²³⁾ ⁽⁸²⁴⁾ ⁽⁸²⁵⁾ ⁽⁸²⁶⁾ ⁽⁸²⁷⁾ ⁽⁸²⁸⁾ ⁽⁸²⁹⁾ ⁽⁸³⁰⁾ ⁽⁸³¹⁾ ⁽⁸³²⁾ ⁽⁸³³⁾ ⁽⁸³⁴⁾ ⁽⁸³⁵⁾ ⁽⁸³⁶⁾ ⁽⁸³⁷⁾ ⁽⁸³⁸⁾ ⁽⁸³⁹⁾ ⁽⁸⁴⁰⁾ ⁽⁸⁴¹⁾ ⁽⁸⁴²⁾ ⁽⁸⁴³⁾ ⁽⁸⁴⁴⁾ ⁽⁸⁴⁵⁾ ⁽⁸⁴⁶⁾ ⁽⁸⁴⁷⁾ ⁽⁸⁴⁸⁾ ⁽⁸⁴⁹⁾ ⁽⁸⁵⁰⁾ ⁽⁸⁵¹⁾ ⁽⁸⁵²⁾ ⁽⁸⁵³⁾ ⁽⁸⁵⁴⁾ ⁽⁸⁵⁵⁾ ⁽⁸⁵⁶⁾ ⁽⁸⁵⁷⁾ ⁽⁸⁵⁸⁾ ⁽⁸⁵⁹⁾ ⁽⁸⁶⁰⁾ ⁽⁸⁶¹⁾ ⁽⁸⁶²⁾ ⁽⁸⁶³⁾ ⁽⁸⁶⁴⁾ ⁽⁸⁶⁵⁾ ⁽⁸⁶⁶⁾ ⁽⁸⁶⁷⁾ ⁽⁸⁶⁸⁾ ⁽⁸⁶⁹⁾ ⁽⁸⁷⁰⁾ ⁽⁸⁷¹⁾ ⁽⁸⁷²⁾ ⁽⁸⁷³⁾ ⁽⁸⁷⁴⁾ ⁽⁸⁷⁵⁾ ⁽⁸⁷⁶⁾ ⁽⁸⁷⁷⁾ ⁽⁸⁷⁸⁾ ⁽⁸⁷⁹⁾ ⁽⁸⁸⁰⁾ ⁽⁸⁸¹⁾ ⁽⁸⁸²⁾ ⁽⁸⁸³⁾ ⁽⁸⁸⁴⁾ ⁽⁸⁸⁵⁾ ⁽⁸⁸⁶⁾ ⁽⁸⁸⁷⁾ ⁽⁸⁸⁸⁾ ⁽⁸⁸⁹⁾ ⁽⁸⁹⁰⁾ ⁽⁸⁹¹⁾ ⁽⁸⁹²⁾ ⁽⁸⁹³⁾ ⁽⁸⁹⁴⁾ ⁽⁸⁹⁵⁾ ⁽⁸⁹⁶⁾ ⁽⁸⁹⁷⁾ ⁽⁸⁹⁸⁾ ⁽⁸⁹⁹⁾ ⁽⁹⁰⁰⁾ ⁽⁹⁰¹⁾ ⁽⁹⁰²⁾ ⁽⁹⁰³⁾ ⁽⁹⁰⁴⁾ ⁽⁹⁰⁵⁾ ⁽⁹⁰⁶⁾ ⁽⁹⁰⁷⁾ ⁽⁹⁰⁸⁾ ⁽⁹⁰⁹⁾ ⁽⁹¹⁰⁾ ⁽⁹¹¹⁾ ⁽⁹¹²⁾ ⁽⁹¹³⁾ ⁽⁹¹⁴⁾ ⁽⁹¹⁵⁾ ⁽⁹¹⁶⁾ ⁽⁹¹⁷⁾ ⁽⁹¹⁸⁾ ⁽⁹¹⁹⁾ ⁽⁹²⁰⁾ ⁽⁹²¹⁾ ⁽⁹²²⁾ ⁽⁹²³⁾ ⁽⁹²⁴⁾ ⁽⁹²⁵⁾ ⁽⁹²⁶⁾ ⁽⁹²⁷⁾ ⁽⁹²⁸⁾ ⁽⁹²⁹⁾ ⁽⁹³⁰⁾ ⁽⁹³¹⁾ ⁽⁹³²⁾ ⁽⁹³³⁾ ⁽⁹³⁴⁾ ⁽⁹³⁵⁾ ⁽⁹³⁶⁾ ⁽⁹³⁷⁾ ⁽⁹³⁸⁾ ⁽⁹³⁹⁾ ⁽⁹⁴⁰⁾ ⁽⁹⁴¹⁾ ⁽⁹⁴²⁾ ⁽⁹⁴³⁾ ⁽⁹⁴⁴⁾ ⁽⁹⁴⁵⁾ ⁽⁹⁴⁶⁾ ⁽⁹⁴⁷⁾ ⁽⁹⁴⁸⁾ ⁽⁹⁴⁹⁾ ⁽⁹⁵⁰⁾ ⁽⁹⁵¹⁾ ⁽⁹⁵²⁾ ⁽⁹⁵³⁾ ⁽⁹⁵⁴⁾ ⁽⁹⁵⁵⁾ ⁽⁹⁵⁶⁾ ⁽⁹⁵⁷⁾ ⁽⁹⁵⁸⁾ ⁽⁹⁵⁹⁾ ⁽⁹⁶⁰⁾ ⁽⁹⁶¹⁾ ⁽⁹⁶²⁾ ⁽⁹⁶³⁾ ⁽⁹⁶⁴⁾ ⁽⁹⁶⁵⁾ ⁽⁹⁶⁶⁾ ⁽⁹⁶⁷⁾ ⁽⁹⁶⁸⁾ ⁽⁹⁶⁹⁾ ⁽⁹⁷⁰⁾ ⁽⁹⁷¹⁾ ⁽⁹⁷²⁾ ⁽⁹⁷³⁾ ⁽⁹⁷⁴⁾ ⁽⁹⁷⁵⁾ ⁽⁹⁷⁶⁾ ⁽⁹⁷⁷⁾ ⁽⁹⁷⁸⁾ ⁽⁹⁷⁹⁾ ⁽⁹⁸⁰⁾ ⁽⁹⁸¹⁾ ⁽⁹⁸²⁾ ⁽⁹⁸³⁾ ⁽⁹⁸⁴⁾ ⁽⁹⁸⁵⁾ ⁽⁹⁸⁶⁾ ⁽⁹⁸⁷⁾ ⁽⁹⁸⁸⁾ ⁽⁹⁸⁹⁾ ⁽⁹⁹⁰⁾ ⁽⁹⁹¹⁾ ⁽⁹⁹²⁾ ⁽⁹⁹³⁾ ⁽⁹⁹⁴⁾ ⁽⁹⁹⁵⁾ ⁽⁹⁹⁶⁾ ⁽⁹⁹⁷⁾ ⁽⁹⁹⁸⁾ ⁽⁹⁹⁹⁾ ⁽¹⁰⁰⁰⁾

quaestio de ambitu は、六十七年の Lex Calpurnia de ambitu ⁽³⁾ と執政官 Cicero の提案にかかる法律 lex Tullia de ambitu ⁽⁴⁾ (六三年) と ⁽⁵⁾ また L. Aurelius Cotta の法律である lex Aurelia (de ambitu) ⁽⁶⁾ と七〇年頃 ⁽⁷⁾ 設けられた。

quaestio de sicariis et veneficiis は、Sulla の Lex Cornelia de sicariis et veneficiis (八一年) と Cn. Pompeius の第二期執政官時代に制定されたと思われる lex Pompeia de parricidio (五五年か五二年) で置かれた ⁽⁸⁾。

quaestio de falsis は、八十一年 lex Cornelia de falsis (nummaria, testamentaria) で設けられた ⁽⁹⁾。

quaestio de vi ⁽¹⁰⁾ については、暴力に関する lex Plautia de vi (七八一六三年) ⁽¹¹⁾ で創設された。また quaestio extraordinaria が lex Pompeia de vi (五二年) ⁽¹²⁾ で設けられ、Milo ⁽¹³⁾ が裁判された。vis ⁽¹⁴⁾ については、Augustus が Lex Iulia de vi privata, Lex Iulia de vi publica を制定してから、それぞれの quaestio が設けられた ⁽¹⁵⁾。

quaestio de sodalietis は、L. Licinia de sodaliciis (五五年) ⁽¹⁶⁾ で設けられ ambitus の特殊な型態と認められる選挙違反行為で、立候補者の後援のための買収等を行う政治団体を結成する罪 (sodalicia sodalitates) を対象とした。

quaestio de civitate は、L. Papia de peregrinis (六五年) ⁽¹⁷⁾ で設けられたが、市民権を不法に要求した外人に対して、以前は臨時に設けられた quaestio であったが、これを恒久化した。L. Licinia-Mucia de civibus redigendis (九五一年) ⁽¹⁸⁾ が市民権請求の調査のために設けた quaestio 又は iudicium に端を発したとされる。L. Papia は法務官と査問員 iudices で構成する quaestio を常設し、法務官は、査問員によって、裁判指揮を代位せしめること

が、しばしばあったようである。⁽¹⁵⁾

- (1) Cic., in Pis., 21, 50.
 (2) Cf. Mommsen, 8967, 3.
 (3) Cic., pro Mur., 23, 46, 32, 67. Berger, RE, XII 2338 f. Mommsen, 870, 4.
 (4) Cic., pro Mur., 2, 3, 23, 47; 32, 67; 41 89. Berger, RE XII, 2416 Nr. 2.
 (5) 原提案者は C. Aurelius Cotta の子で、
 年が若く C. Aurelius Cotta の子で、
 RE II, 2482 nr. 96. 2485, Nr. 102.) 刑罰は十年の公民権
 停止の法律に、Cic., ad Qu. frat., I, 3, 8. Plutarchus
 は nomenclatores (大司馬) を法律に禁じ、
 (Cato min. 8, 1.) Berger RE XII 2336; Rein,
 Criminalrecht der Römer 1844, S. 703.
 (6) 1. Pompeia は母親、祖父、子孫、兄弟姉妹、伯姪
 父母、婚約者その他の親族の殺害に關する。古代は殺刑
 (poena cullei) Hitzig, RE, IV, 174, Nr. 4. 法律は
 法律に水と火の禁 (interdictum aquae et ignis)
 刑は Hartmann, RE, II) の法律に、
 有効 (D. 48, 9) Strahan-Davidson op. cit., II,
 34.
 (7) Cic., In Verr., I, 42, 108. D. 48, 10. Hitzig RE, VI,
 a. a. O.
 (8) Cicero (pro Caelio 29, 70) は Plautia の子、
 1. Lutatia の子、Beger RE suppl. VII, 339,

405; J. Cousin, *Lex Lutatia de vi RHD*, 1943, 83–94.
 406 Rein, *Criminalrecht der Römer*, S. 742; Lévy,

- (9) Berger, RE Suppl. VII 409 N. 7. マンハッタン街道と大虐殺と放火を行った騒擾事件に適用した *crimen vis* の特別法。
 - (10) Cic., pro Mil 6, 15; 26, 70; 29, 79.
 - (11) Weiss, RE, XII 2364 f. Berger, RE, Suppl. VII 405.
 - (12) Cic., pro Planc., 15, 36; 18, 44. Weiss, RE, XIII 2394 n. 3; Pfaff, RE, IIIA, 783; Berger RE, XII 2395.
 - (13) Cic., de off. III 11, 47. Weiss, RE, XII 2399.
- Mommsen, 204, 858.
- (14) Weiss, RE, XII 2395 n. 6.
 - (15) Cic., pro Balbo, 21, 48; 24, 54 Cf. Mommsen, 859.

共和政末期から帝政初期の間には、*quaestio*の審

理によるか否かが定かでないものがあつた。

1. *Fabia de plagiaris* という制定年

代不詳（二〇九年？）の法律は、誘拐、自由人を奴隷扱い

にする行為、他人の奴隷に逃亡を慫慂する行為(Plagium)⁽¹⁾

に対する規定を内容としたようであるが、伝わらない。
Sulla 於 1. *Cornelia de iniuriis* (八一年) を制定してい

る。この法は、毆打する (plussare)、苦痛に悩むよう鞭打する (ververare)、他人の家宅へ不法侵入する (domum introire) などの重大な侵害行為 (iniuria) を規定したといわれるが、quaestio の審理に従うたかは不明である。⁽⁷⁾ Casear とあられわれ Augustus とあられわれ明確を欠く 1. Iulia peculatus (別名 1. Iulia de residuis) は、官吏の犯した不当な公金費消 (residua (residua pecunia)) を罰する規定がある。⁽⁸⁾ Augustus 立法の 1. Iulia de annonae (18年⁽⁹⁾) は、食糧の市場価格の高騰を促す商人又は販売、輸送について不正行為を犯す商人に対して規定している。⁽⁴⁾ 同じ Augustus 立法の 1. Iulia de adulteriis (18年⁽⁵⁾) は、同帝の別個の立法 1. Iulia de maritandis ordinibus (18年⁽⁶⁾) の一部と見る学説もあるが、姦通に関する詳細な規定を包含している。殊に告訴の方式と期間を定めているのは特色である。これらについて quaestio が審理したかは不明である。

濫訴 (calumniam) について 1. Remnia de calumniatoribus (80年頃有効) の規定は quaestio 審理せられたら⁽⁷⁾。
し。

(1) Berger, RE, Suppl. VII 386 ff.; Niedermeyer,

《crimen plagii》 und 《crimen violentiae》 Studi Bonfante II 383 ff.; Arangio-Ruiz, Storia⁷ p. 246 n. Cf. Niccolini op. cit., 43 f.

(2) 1. Corelia de iniuria 2 2 2 2 2 2 J. M. Polak, The inviolability of the house in Symbolae ad Ius et Historiam Antiquitatis pertiens Iulio Christiano Van Oren dedicatee, Leiden, 1946, pp. 263 seqq., Steinwenter RE IX 1555 ff.: De Villa, Nuovo Digesto Italiano (=NDI) VI 1118; G. Pugliese, Studi sul 'Iniuria' I, Milano 1941, 117 seqq.

(3) Berecht, RE Suppl. VII 826 ff.; residua 2 2 2 2 2 2 2 2 Mannigk, RE, XX, 1257.

(4) Oehler, RE, I 2316 ff.; Schwahn, RE, VII A, 76.

(5) P. Corbett The Roman law of marriage, Oxford Branca, Encid. del div. I 621. 1960 133—5; Fritzler-Seeck, RE X 354; Hartmann, RE I 4; 2 ff.; Chiazese, NDI, I 206—7.

(6) Berger, RE, XII 2363 f.; Schiller, RE, Suppl. VI, 227; P. Corbett, op. cit., 31—9.

(7) 1. Remnia 2 2 2 2 2 2 Hitzig, RE, III 1415 f.; Nicolini, op. cit., 433—4; Broughton, op. cit., II, 473. Calumniam 2 2 2 2 2 2 Hitzig a. a. O.; Lauria, NDI, II, 626 Brasiello, Encic. del dir. V 814 seqq.

(47) Quaestiones Perpetuae の史的素描

八 元首政期に入つて、各種の犯罪は、漸次 quaestio perpetua の審理の対象になつたが、*crimen repetundarum* については、属州においても quaestio p. の制度が採用されてゐた。それは *Senatusconsultum Calvisianum* (四年) によつて証せられる。かくつて quaestio p. と共に、刑事法は Augustus の *lex Iulia iudiciorum publicorum* (前一七年?) 以後においては全国に及んだのであらう。しかし、quaestio perpetua の制度は、民会の訴訟とともに、或は共和政末期から元首政初期まで併存又は単独に維持されたが、元首政の発展につれて、元老院の刑事裁判権によつて圧迫され、更に元首の特別審理手続 (*cognitio extra ordinem*) による犯罪の審理と判決宣告の制度が発達し、やがて元首の刑事裁判権が確立するや、quaestio perpetua の制度は消滅することになった。元首 Lucius Septimus Severus (193—211 A. D.) の頃には、その制度は跡を留めなかつたといわれる。

(1) Riccobono, FIRI², 1941, p. 68; Steinwenter RE, Suppl. V, 352 ff. Arangio-Riu², Storia⁷ 265; Premierstein, Die fünf neugefundenen Edikte des Augustus aus Kyrene Z. S. S. RA XLVIII 1928, 428 ff.; Zur den

Kyrenaische Edikten des Augustus LI, 1931, 446 ff.; G. Oliverio, La stela di Augusto vincenta nell' agora di Cirene in Ministero delle Colonie, Notiziario archeologico, Fasc. 4, 1927, 13—67 (Editio princeps); I. G. Luzzatto, Epigrafi giuridiche, Rome, 1942, 239 (Bibl.). 柴田光蔵助教授の優れた研究 SENATUS POPULUSQUE ROMANUS 法学論叢大九卷一四一—一四二頁を参照。

(2) Girard, ZSS, XXXIV RA, 1913, 295 ff.

(3) 柴田助教授上掲論文。F. De Marini Avonzo, La funzione giudiziale del senato romano Milano 1958, 20 seqq.

(4) Guarino, Storia² 413 seqq. Grosso, Lezioni⁴, 489 seqq.

(5) H. F. Hitzig, Zum römischen Strafrecht in Schweizerische Zeitschrift für Strafrecht, XIII, 1900, 205 ff., 船田博士上掲書四五—一五二頁を参照。

九 以上 quaestiones perpetuae の発展を史的に素描を試みたが、*leges repetundarum* に基づく quaestiones の歴史を除いては、いまだ十分な確認を得られない。この quaestiones perpetuae は少くとも一世紀にわたつて、注目すべき発展を遂げたにも拘らず、その創設に當つて各 quaestio は法律によつて範囲を限定された権限を有して

いたが、なお法律の規定に拠らず、また *quaestio p.* の権限内に入らない事実によつても生ずることもあった。かかる事件は *Comitia* の訴訟で行われた。⁽¹⁾ しかも事件は一再に止まらず起つたことが拳証される。六二年謀反罪審理二人官 *duoviri perduellionis (iudicandae)* が、*C. Rabirius* に対して宣告した有罪判決につき、民会へ提訴した。⁽²⁾ 暴力 *vis* に関する告訴は、当時の按察官の一人 *Clodius* が *Milo* 事件で行つたが、事件は *Comitia* の面前で開かれた。これについては若干の疑問がある。⁽⁴⁾

また前二世紀末に、民間の外に特別に審理した事件もあった。*Sex. Peducaeus* が護民官であつた一三(或は一四)年に、三人のウェスタ神の処女(*Virgines Vestales*)が、奴隷の密告で、その清純に関して告訴されたが、一人は有罪とされ、二人は放免された。*Peducæus* はこれを不満として平民議決で、ウェスタ神の処女の *incestus virginum vestalium* を審理する特別審理官 *L. Cassius Longinus Revila* ⁽⁵⁾ を任命し、裁判廷を設けた。しかし奴隷の拷問と *indices* が置かれた以外は、訴訟手続について詳かにしえな⁽⁶⁾い。

一〇九年(一一〇年と一〇八年)に *quaestio Mamilia* が

設けられた。護民官 *C. Mamilius Limetanus* は *Iugurtha* に元老院議決を無視するよう煽動した者、使節又は指揮官として就任中に *Iugurtha* から収賄した者、*Iugurtha* に軍象と脱走兵を贈った者、戦争と平和に関して締結した者を審理するためであつた。容疑者 *Seurus* は *quaestores* の一員となり、被告人 *Bestia* の弁護人になつた。この結審は、神官一人と前執政官三人が有罪となつた。この法廷は騎士身分の査問員で構成され、査問員は *quaestor* と共に査問員団を組織して⁽⁷⁾いた。

一八六年有名なバックス教団に関する元老院議決によつて、*quaestio* が置かれた。バックス教徒の弾圧が目的であつた。この元老院議決(*SC de Baccharalibus*)は、一政務官宛書翰の形式を採つた碑文で現存している。その中に訴訟手続が見られる。⁽⁸⁾

一三二年には *Ti. Gracchus* の党派に対する *quaestio* が設けられた。弟 *C. Gracchus* の確認した *L. Sempromia* ⁽⁹⁾ では、提訴は許されなかつた。各種死刑の判決宣告と執行とは、二人の委員によつて行われた。両執政官は、著名な元老院議員で構成する補佐機関 *Concilium* で議長に就いた。ここで市民と非市民に法外者と死刑の判決とを

宣告した。その死刑では、近親殺に科する袋刑に処したことがあった。⁽¹⁰⁾

九〇年 Varius の設置した quaestio は、貴族と騎士の間に陰悪の気が流れた。同盟戦争について貴族の方針が失敗に帰するや、Drusus とその与党の攻撃の火の手が揚がり、ついで貴族全体に対する抵抗となった。騎士は更に護民官 Q. Varius Hybrida⁽¹¹⁾ を動かして、国事犯に関する平民議決を提案するのに成功し、lex Varia de maiestate を制定させた。同僚の intercessio の行使に反対して行ったので、その範囲は限定されたが、同盟者への援助、勧告を与え、ローマ国民に反抗して武器を執った者の行動を審理するにあった。裁判長は不詳であるが、査問員は騎士身分から選出された。他の法廷は全部停止して quaestio のみで事件を審理した。適宜審理を終ったがはからざる反対が生じた。護民官 M. Plautius Silvanus が対抗第二年(八九年)に、貴族の支持を得て、lex Plautia iudiciaria を制定して、iudices の選任方法を改正した。各部族は元老院議員、騎士と tribuni aerarii の三身分の者から毎年十五名を選び、その五二五人から quaestio の単独裁判官を選任することを定めた。この特別に選任

された者で構成された法廷は、元老院から威圧されたこともあったろう(八八年?)し、「天人と貴族の敵」となつて、Cn. Pompeius⁽¹³⁾ は有罪の宣告をされたのであった。⁽¹⁴⁾

六一年に Bona Dea の祭典を妨害して、P. Clodius Pulcher の弾劾事件が勃発した。この種の冒瀆 (incestum) には quaestio もなく、神官団の調査機関もなかった。前法務官を退職していた Q. Cornificius は元老院に問題を提起した。第一段階では、行為が有罪であること (nefas) を大神官から宣告された。神官団はそれを宣言して、元老院は、国民に提案 rogatio を準備すべきことを議決した。執政官 Pupius Piso と Messalla は調査義務を負い、Clodius に対する特別事件の法案を準備した。その法案は法務官は quaestio の裁判長となること(おそらく抽籤であつたろう)、この法務官は事件審理の査問員を既存の査問員名簿から選任することを内容とした。査問員の選任については反対が起つて、民会は失敗に帰した。そして査問員名簿から普通の方法で選任することに修正された。その結果として、法廷が設けられ、裁判は開始された。副署名人の支持を得て、L. Cornelius Lentulus Crus は、告訴人に任命され、元老院から承認され

た。査問員の忌避が述べられた。Cicero は、尊敬される市民が三階級から選ばれたと伝えている。告訴人は incestum 事件の審理の原則に従って、Clodius の奴隷を拷問のため召喚しようとしたが、被告人の不利となるため、奴隷は既にロオマを放逐されていた。Pompeia の女奴隷が拷問を受けた。Clodius は放免⁽¹⁵⁾された。

五二年は、首都の無政府状態を鎮圧するために、特別法廷が設けられた。その原因は、執政官候補者選挙にあった。立候補者は、T. Annius Milo, P. Plautius Hypsaenus と Q. Metellus Scipio であつた。Clodius は法務官候補者であつた。かくて対立候補者の間においては、毎日街頭で、激しい衝突が展開された。選挙は行われず、一月一日においても、なおロオマでは、執政官、法務官は空席のままとなつていた。そこで、interrex を置こうと試みたが、これまた、Scipio 側の Pompeius と護民官、Munatius Plancus Byrsa とは選挙妨害の挙に出た。このため無政府状態に帰し、混乱に落ち入った。一月二十日 Clodius が、アッピア街道で、Milo の支持者に殺害される最悪事態に達したのであつた。当時政務官職に在任するのは、護民官のみに過ぎなかった。その同僚

Munatius Plancus と Q. Pompeius Rufus は遺骸を、ロオマの中心の広場 Forum に運ばせて、Milo の反感を唆るために、船首閣 Rostra 前に、これを安置した。果して Sex. Clodius は、遺骸を奪つてその暴徒を指揮して、公会堂 Curia に乱入し、そこを焼払った。元老院庁舎も火に包まれ、附近一帯の建物も損壊の厄に遭つた。時に、interrex は、選任されたが、その家と Milo の留守宅は暴徒の襲うところとなつた。Curia の焼打は、Milo による殺害事件よりは、更に重大なものであつた。Milo は裁判を恐れて、ロオマを逃れようと決心を固めたが、思いとどまって、立候補戦を継続してゐた。interrex は置かれたとはいへ、事態は何等の改善の曙光を認められなかつた。ここで、非常事態に対処する最後の手段が講ぜられた。治安維持のために、interrex、護民官、前執政官として Pompeius が選任された。Cn. Pompeius Magnus は、全イタリアから徴兵する権限を付与され、国の真の実権者の地位に就いた。Scipio は元老院に Clodius 問題を提起したが、満足の結果は得られなかつた。Pompeius は、単独で執政官に就任した。はやくも三日にして、法律が、元老院議決で制定された。一は lex Pompeia de

viで治安を侵害する暴力(vis)の立法即ち、最近に起った騒乱、Clodius 殺害、Curia 焼打、interrex の家宅の打ち毀しに関し、他は lex Pompeia de ambitu で選挙違反(ambitus)に關していた。両法は、峻厳な刑罰を定め、それらの事件の裁判は簡易化した。新刑罰は、水火の禁(aquae et ignis interdictio)で、没収も付加されたようである。

Ambitus の法は、遡及効を有するのが原則とされるが、この法では七〇年までの過去の調査を許した。両 quaestio は、その効力を同年末まで維持されたろう。

訴訟手続は簡素化され、証人訊問に始まり、次に弁論が全日行われ、告訴側には二刻、被告側には三刻が与えられていた。双方の保護者(patroni)数は限定され、被告人の性行について特別弁護する頌徳人(laudatores)の出廷は禁ぜられた。それは査問員を不当に圧迫することを防ぐためであった。勝訴者には報賞が与えられ、告訴人には免税の場合もあった。この法律は特権 privilegia という理由で、反対も受けたが、後には実行され、特別法廷が置かれた。

Vis の法廷は、選任された前執政官が裁判長となって

訴訟指揮に當った。ambitus についても同じであった。査問員団の特別査問員は leges Pompeiae や Pompeius の選任に委ねるところであった。これも lex Aurelia の規定する三階級から選任された。普通、査問員名簿に記載される者よりも、更に小人数を選び、三六〇人であった。名簿は、元老院議員、騎士、tribuni aerarii の各階級から、平等に一二〇人を選んで、作成された。判決に當る査問員団の各階級の人数は平等ではなかったようである。この不平等は、第一回の抽籤(sortio)の結果であったらう。かくて、Milo は vis と ambitus とで告訴されたが、既存の法では、vis については、不法な政治団体結成(sodalicium)の罪の責任をも併合して追及することになっていた。そのため Milo は先ず vis を裁判され、有罪の判決を受け、翌日には、ambitus で告訴され、欠席判決を宣告された⁽¹⁾。

(1) Cic., De orat. II, 25; De rep. I, 3; pro Roscio Auer 22; Aul. Gell., N. A. 9.

(2) Liebmam, RE V 179 ff. 船田博士上掲書七五—七六ページ。そこに挙げられてゐる文献参照。

(3) Cic., pro Rab.; in Pis 2. Cf. Strahan-Davidson, op. cit., I, 127; Provocatio について Düll, Zur

Frage der Provokation im römischen Zivilprozess ZSS

LVI, RA, 1936, S. 1 ff., Heuss, Zur Entwicklung des Imperium der römischen Oberbeamten ZSS. LXIV, RA, 1944 S. 104 ff.

(4) Cic., pro Mil., 15, 70, 79, 後譯 Milo 事件。

(5) Cic. nat. deor. 3, 74 160 Broughton, op. cit., I, 537.

(6) Sex. Peducaeus $\mu\ \rho\ \sigma\ \nu\ \mu\ \mu\ \mu$ Nicolini, op. cit., 176; Broughton, op. cit., I, 536. Cf. Greenidge op. cit., 379. Strahan-Davidson, op. cit., I, 30; 273, n. 2.

(7) Sallust, Jugurtha, 5; 40; 65; Cic., Brut. 53, 34, Greenidge, op. cit., 381—2 Strahan-Davidson op. cit., I, 238 n. 2; II, 84; cf. Nicolini, op. cit., 185 seq.; Broughton, op. cit., I, 546.

(8)元老院に特別委員会を設け、市民と非市民の別なく引致した。刑罰は死刑、鎖刑、女性の有罪者は公開で死刑を執行した。Ricobono, FRLP 1941 nr. 30 (Bibl.); E. H. Warrington, Remains of Old Latin, IV, 1940, 254 seq. Volterra, NDI, XII, 31 seq.; Wissowa, RE, II 2721—2; F. M. De Robertis, Diritto associativo, 1937, 52 seq.; Greenidge, op. cit., 382—3. Arango-Ruiz, Storiā, 212; 船田博士上掲書二五七—二五八ヘーン。長谷川博隆『世界歴史事典』24史料篇一—二〇ページ。星野陽『共和制ローマにおける Bechnanlia の問題』(B. C. 186年を中心として)「松山商大論集Ⅷ(昭三三・三)横組一

一三〇ページ、拙稿「ネイヴリス川の流れ」Bechnanlia (マンス録)「中央評論」一〇九ページ以下。

(9) Strahan-Davidson, op. cit., I, 240—244. Cf. Broughton, op. cit., I, 513. (10) Greenidge, op. cit., 383 sq. (11) Broughton, op. cit., II, 26—27.

(12) Broughton, II, 32. (13) Broughton, II, 42.

(14) Greenidge, op. cit., 384—386; Strahan-Davidson, op. cit., I, 237—9; Rein, a. a. O., 509; 559.

(15) Greenidge, op. cit., 386 seqq., Strahan-Davidson, op. cit., II, 40 sq.; Rein, a. a. O., 878 n. * *

(16) Greenidge, op. cit., 386—397; Strahan-Davidson, 111, 127, 144 n. 4, Rein, a. a. O., 759 ff., 732 f.; Berger RE, XII 2403 f.; idem, RE, VII, 709.

一〇 *quaestio perpetua* は以上のような特別裁判所の

外にあって、既に前二世紀末から、事件の迅速な処理、厳正な裁判の確立を原因として、飛躍的な発展を遂げたことは、上述の通りである。これも刑罰の確立と特別裁判所と相まって、事件の種類が制限され、綿密な審理と峻厳な刑罰とがよく均衡を保ち得たことにもよるが、更に審理に参与する査問員が比較的少数者であるため、部の外の圧力にも、些かも動かされずに、毅然たる態度で裁

判に臨んだことも、好結果を生む基となったのである。この点からは、国民に直接によびかける刑事裁判権をもった民会の訴訟の弱点を是正したものと見えよう。

更に前一世紀になって、各犯罪が法律で規定され、裁判所で審理され、刑罰を科せられ、特別な訴訟手続を経ることは、当然とされた。かくて quaestiones も通常の制度として、行われることになった。しかもその存在理由は、上述の訴訟と、この時期に comitia 又は特別裁判所に係属した事件の減少が顕著であったことを比較すれば、十分に確認されよう。例えば、事件数が多くて有名である quaestio repetundarum を挙げても、一四八年から七九年 (Sulla の時代) の僅か七〇年の間に、repetundae の訴訟は、その件数は五十件には達していない。そのうちには L. Aurelius Cotta (一一三一年)⁽²⁾、C. Gracchus (一一四年)⁽³⁾、Q. Mucius Scaevola Augur (一一八年)⁽⁴⁾、L. Hortensius (一〇九年)⁽⁵⁾、Aemilius Scaurus (一〇七年)⁽⁶⁾、Servilius Caepio (九五年)⁽⁷⁾、Pompeius (八六年)⁽⁸⁾ の諸事件を挙げられる。また Sulla の制定した lex Cornelia の後にあっても quaestio repetundarum で行われた訴訟数は増

してはいるが、特に重大事件として、Verres (七〇年)⁽⁹⁾、Antonius Hybrida (五九年)⁽¹⁰⁾ に過ぎない。

この一世紀には、quaestio perpetua が通常の刑事裁判権を有するものと認められるとはいえず、その組織と権限については、全く類似していたのではない。各 quaestio は特別立法で創設されたために、統一的な裁判所ではなかったのであった。

- (1) Cf. Cic., in Ve V, 30; ad Q. fratrem III, 3, 4.
- (2) Cic., in, Din. Caecil., 21, 69; pro Mur., 28, 58; Brut., 21, 81. (3) Plut., C. Gracchus, 3.
- (4) Cic., de orat., I, 17, 25; Brut., 26, 35; de fin., I, 3, 8. (5) Cic., in Verr., III, 16, 42.
- (6) Cic., Brut., 44, 162; Pro Balb., 11, 28.
- (7) Broughton (op. cit., I, 576) 註「一〇〇年の quaestio のとき他の犯罪に問われなかった」。
- (8) Plut., Pompei 2; Cic., Brut., 64, 230.
- (9) Cic., in Verrem I, 9, 25; III, 73, 170; 11, 25 et passim. (10) Cic., in Vatini, 11, 27.
- (11) repetundae の訴訟については Rein, a. a. O., 646 ff.

(一橋大学講師)